

令和4年3月1日

市町村長 各位
(総務課 ご担当者様)

釧路土地家屋調査士会
会長 丸尾 教 綱
〒085-0833 釧路市宮本1丁目2番4号
電話 0154-41-3463

登記促進ポスター等の掲示のお願い

拝啓

平素より、当会の運営および土地家屋調査士業務にご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。また、昨年度（令和3年3月頃）は、当会が作成しました建物登記促進ポスター等の掲示にご協力いただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、当会では今年度、土地に関する登記促進ポスター等を作成いたしました。

つきましては、下記ポスター等を同封いたしますので、昨年度に引き続きまして、貴庁舎内（例えば 資産税課、住民相談課など）への掲示・設置をお願いいたします。掲示・設置の期間についてはお任せいたします。

本来であれば直接貴課をご訪問しお願いすべきところ、現在コロナ禍にあることから、ご郵送させていただきますこと、ご容赦ください。

ご存知のとおり、不動産登記制度は、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としています。不動産のうち国民の大切な財産である土地の管理は、「境界の管理」から始まります。また、登記された土地の形状や面積を正しく現地に反映させることは、お隣との境界トラブル防止に役立ちます。

しかしながら、境界標が亡失したまま放置されていたり、適切に管理されていない状況が少なくありません。登記情報と不動産の現況が一致しないために土地の売買や相続の手続きに支障が生じる事例もあります。

そこで、住民自身が自分の土地境界を適切に管理することは、各市町村が資産税事務を円滑に行う上でも、また街づくりの上でも重要で、住民への周知は欠かせません。

令和2年8月1日改正された土地家屋調査士法第1条では、「土地家屋調査士は土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として、使命規定が定められました。私ども土地家屋調査士はその使命を果たしたいと考えています。

以上の点をご理解いただきまして、是非貴庁舎内への掲示・設置をお願いいたします。

もし、ご不明な点がありましたら、当会までご連絡ください。

敬具

※送付内容は次ページのとおり

記

- A3ポスター 2枚
- A4チラシ 40枚
- 相談カード 40枚
- カードスタンド（相談カード用）1個
※カードスタンドの組立て参考写真を添付しましたので、
お手数ですが、組立てにご協力ください
- 回 報 書（返信はがき） 1枚
※登記促進ポスター等の掲示・設置の可否について
貴課の対応方をご記入のうえ、当会へご返送ください